

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十三第

行發日一月八年六和昭

論叢

經濟的變動の分析 文學博士 高田 保馬
デイルタイ哲學と經濟哲學 經濟學博士 石川 興二

時論

特別會計の整理 法學博士 神戸 正雄
所得稅の稅率の改正 經濟學博士 汐見 三郎

研究

農家における米の販賣 經濟學士 谷口 吉彦
統計利用の意義と問題 經濟學士 蛭川 虎三
東海道濱松宿に關する一考察 經濟學士 大山 敷太郎

說苑

明治初年御用金の負擔者について 經濟學博士 本庄 榮治郎
産米の管外移出高の季節的變動 經濟學士 八木 芳之助
金問題批判 經濟學士 松岡 孝兒
アンドレアデス氏「日本の人口」について 經濟學士 宮本 又次

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

所得税の税率の改正

汐 見 三 郎

第一序 言

税制整理は、行政整理及び財政整理と並んで現代日本の直面せる最も重大なる問題である。税制整理と云ふ以上は、一つ一つの租税に捕はれる事なく、全部の租税を合して一つの組織體と見て、租税制度を整理せんとするのである。租税制度を整理するためには、其の中心點をなす所得税法に付き考察を廻らさねばならぬ。これ税制整理の第一歩として、所得税法の改正が問題となる所以である。

所得税は租税體系の中樞を占むるが故に、所得税を中心として種々の問題が展開せられるのである。例へば、所得税の課税物件たる所得の意義を如何に定むるかの如き、先決問題であらう。然し所得税の課税物件が決定したる後に於ては、如何なるプロセスを経て税額を算定すべきかの問題に逢着するのである。これ即ち税率の問題にして、財政學上かなり廣範圍にわたり研究せらるべきである。現に我國に於ても、神戸、土方、田中の諸學者¹⁾に論ぜられたのであるが、やゝも

1) 神戸博士：所得税に於ける累進率（租税研究 第十卷）。
 土方博士：エツデワアス氏の所得及資本に對する累進税の公式（財政學の基礎概念 55頁）。
 田中廣太郎氏：租税の課率（地方税研究）

すれば閑却せられ勝ちである。私は視野を専ら税率に集中し、我現行の所得税法の改正を考へたのである。主目的が時事問題の解決にある事は勿論であるが、旁ら「數字が如何に財政學に重要な地位を占むるか」の問題をも、Moll²⁾や阿部博士と共に考察するを得ば幸甚である。

先づ第一に我が所得税法が併用せる源泉課税主義と綜合課税主義とが税率の上に如何に響いてゐるかを明らかにし、更に第三種所得税の税率の内容に立入り、最後に地方附加税及び物價の變動を税率決定の上に如何に考慮すべきかを明らかにしたいのである。

第二 源泉課税と綜合課税

現行所得税法の第三條、第十四條、第二十一條、第二十二條、第二十三條の五つの條文を比較すると、二つの主義の交錯せるを發見するのである。我が所得税法は原則として綜合課税主義を採用し、凡ての所得を其れを受くる個人に綜合してゐる。而して千二百圓以上の所得に付いては最低の〇・八%より最高二六%の超過額累進税率を適用するのである。然るに綜合課税の原則の例外をなすものが二つ存してゐる。

綜合課税の例外の第一は公債社債銀行預金の利子、貸付信託の利益である。國債の利子は免税せられてゐるが、地方債の利子は四%、社債銀行預金の利子、貸付信託の利益は五%の比例税率

2) Moll; Die Methodische Bedeutung der Zahlen (Lehrbuch der Finanzwissenschaft S. 42)

阿部博士; 客觀的認識用具としての『數』
(經濟學全集第十九卷66頁)

を採用し、専ら源泉課税主義に依つてゐる。

第二の例外をなすものは、法人より受くる利益若しくは利息の配當、又は剩餘金の分配であつて、特に株式會社の配當金が代表的のものである。法人の普通所得には第一種甲として源泉課税を行ひ、五%の比例税率を課してゐる。更にそれが配當せられて個人の所得となりしものについては、六十パーセントを他の所得と合算し、個人に綜合して累進税率を適用してゐるのである。

綜合課税主義にして累進税率を採用せる第三種所得と、源泉課税主義にして比例税率を採用せる第二種所得と、源泉課税として五%の比例税を採用し六十パーセントに累進税率の綜合課税を適用せる配當所得との三種の税率を各所得金額に付き算定すると、第一表を得る事が出来る。(註)

(註) 配當所得の税率算定は次の二つの手續きによつたのである。第一に、第一種所得の普通所得の税率を五%とする。

第二に、所得總額の九十五パーセントの六割が第三種所得として個人に綜合せられ累進課税せられる。この第一の税額と第二の税額とを合計したものを、所得總額にて除して得たる商が配當所得の税率となるのである。

所得税本來の性質よりせば、第三種所得に見るが如く、累進税率による綜合課税を凡ての所得に例外なく行ふべきである。然るに國債の利子を免税し、地方債預金の利子に比例税率の源泉課税を行ひ、更に配當所得には比例税率の源泉課税と累進税率の綜合課税とを併用してゐるのである。然らばかゝる變態的課税方法が凡ての株主、凡ての資本家に例外なく利益なりやと云ふに、

3) 拙稿；株式配當金の源泉課税（本誌 第三十卷 第六號）

第一表 各種所得の源泉課税と総合課税との税率比較表

所得金額 (圓)	第三種所得の 税率 (%) (総合課税)	配當所得の税率 (%) (総合課税と 源泉課税と併用)	社債銀行預金の 利子と税率 (%) (源泉課税)	地方債の利子 の税率 (%) (源泉課税)
1,000	—	5.0	5.0	4.0
1,200	0.8	5.0	5.0	4.0
1,500	1.0	5.0	5.0	4.0
2,000	1.5	5.0	5.0	4.0
2,105	1.7	5.5	5.0	4.0
2,682	2.1	5.6	5.0	4.0
3,000	2.4	5.7	5.0	4.0
3,509	2.7	5.9	5.0	4.0
5,000	3.4	6.3	5.0	4.0
5,263	3.6	6.3	5.0	4.0
7,000	4.3	6.7	5.0	4.0
8,772	5.0	6.9	5.0	4.0
10,000	5.4	7.2	5.0	4.0
12,281	6.2	7.4	5.0	4.0
15,000	6.8	7.8	5.0	4.0
17,544	7.4	8.1	5.0	4.0
20,000	7.8	8.4	5.0	4.0
26,315	9.1	8.9	5.0	4.0
30,000	9.6	9.2	5.0	4.0
35,087	10.3	9.5	5.0	4.0
50,000	11.5	10.3	5.0	4.0
52,631	12.0	10.4	5.0	4.0
70,000	13.2	11.2	5.0	4.0
87,719	14.4	11.7	5.0	4.0
100,000	15.0	12.1	5.0	4.0
122,807	16.1	12.5	5.0	4.0
175,438	17.6	13.5	5.0	4.0
200,000	18.0	14.0	5.0	4.0
350,877	20.1	15.3	5.0	4.0
500,000	21.0	16.1	5.0	4.0
877,193	22.7	17.0	5.0	4.0
1,000,000	23.0	17.2	5.0	4.0
1,754,385	24.7	18.1	5.0	4.0
2,000,000	25.0	18.4	5.0	4.0
3,000,000	26.7	19.1	5.0	4.0
3,508,771	27.6	19.2	5.0	4.0
4,000,000	28.2	19.6	5.0	4.0

所得税の税率の改正

第三十三卷

二二九

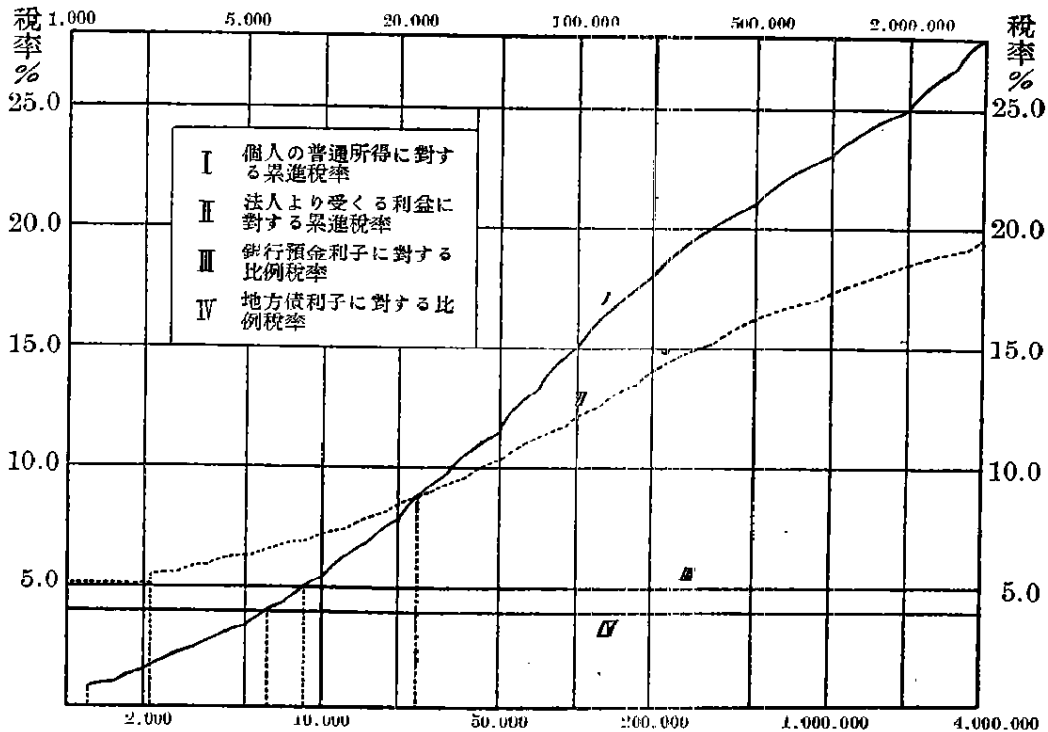
第二號

七三

必ずしもそうとは限らないのである。第一圖表の示すが如く、地方債の利子年額六千圓以下の所得を受くる人ならば総合課税が利益であり、預金利子のみよりの所得を受くる人ならば、八千圓以下の所得に付いては総合課税が有利である。更に配當所得に付いて見れば年額二萬四千圓以下ならば総合課税の方が利益である。此等の大中小の各所得者の利害關係は、第一圖表の各種所得の税率を比較する事によつて之を明らかにする事が出来る。尙本圖表を作製するに當り、Günther に従ひ、⁴⁾ 水平線たる所得金額を對數目盛にとり、垂直線たる税率を普通目盛としたる、半對數圖表を採用したのである。

要するに、源泉課税主義を採用し又は併用

第一圖表 各種所得の税率比較表



4) Günther; Existenzminimum und Steuermaximum.

する事によつて、大所得者は利益し小所得者は損失を蒙つてゐるのである。

理論的に云へば総合課税主義の徹底は動かし難き要求にして、數年前已に小川博士の強く主張せられし所である。⁵⁾唯實際問題としては、公社債銀行預金の利子の総合課税は事實上は不可能なりと云ふ、有力なる反對論が行はれてゐる。然し、相續税法に於ては現に此等の所得にも課税してゐるのであるから、必ずしも不可能なりとは云ひ得ないのである。

税率の統一を尊重する點より考へて、所得税法の改正に關し、次の二點を注意せねばならぬ。

第一、第二種所得の総合課税を行ふを理想とするのであるが、それが出來ないまでも、國債利子にも必ず課税して以て税率の治外法權を撤去せねばならぬ。

第二、法人の配當金を個人に於て百パーセント総合課税するを理想とするも、少くも現行の六十パーセントの総合課税主義を守るべく、決して源泉課税に復歸してはならない。

此の結論は極めて微温的であるが、先年以來の商工會議所の意見とは根本的に立場を異にしてゐるのである。近き將來に於ては、我國の所得税法は私の意見に接近したるものとして改正せらるゝものと信ずるのである。

第三 第三種所得税の税率

5) 小川博士；税制整理論 76頁。
大内教授；財政學大綱中卷400頁以下

第二表 第三種所得税の税率比較表

年得金額 (圓)	明治三十二年 法律第十七號 の税率 (%)	大正二年法 律第十三號 の税率 (%)	大正十五年 法律第八號 の税率 (%)
300	1.0	—	—
400	1.0	1.6	—
500	1.2	1.8	—
501	1.2	2.0	—
700	1.2	2.1	—
701	1.2	2.3	—
1,000	1.5	2.4	—
1,001	1.5	2.5	—
1,200	1.5	2.7	0.8
1,500	1.5	2.8	1.0
2,000	1.7	3.0	1.5
3,000	2.0	3.5	2.4
5,000	2.5	4.3	3.4
7,000	2.5	5.1	4.3
10,000	3.0	6.1	5.4
15,000	3.5	7.4	6.8
20,000	4.0	8.6	7.8
30,000	4.5	10.4	9.6
50,000	5.0	12.6	11.5
70,000	5.0	14.2	13.2
100,000	5.5	15.9	15.0
200,000	5.5	19.0	18.0
500,000	5.5	20.8	21.0
1,000,000	5.5	21.4	23.0
2,000,000	5.5	21.7	25.0
3,000,000	5.5	21.8	26.7
4,000,000	5.5	21.9	28.2

我が所得税法は源泉課税なる變態的分子を内部に包含してゐるに拘らず、其の重心は第三種所得税に存し、累進税率の綜合課税主義が原則となつてゐる。故に所得税の税率を研究するに當つては、特に第三種所得税の累進税率を考察せねばならない。累進に眞累進と進累進とがある事は、本誌前號に於て説明したる所である。先づ眞累進を論じ、次に進累進に移る事とする。

一 眞累進は直接累進と間接累進とに分れ、直接累進は更に全額累進と超過額累進と公式による累進とよりなるのである。我國の所得税は始め幼稚なる全額累進であつたが、大正二年より控

6) 拙稿；税率論（本誌 第三十三卷 第一號）

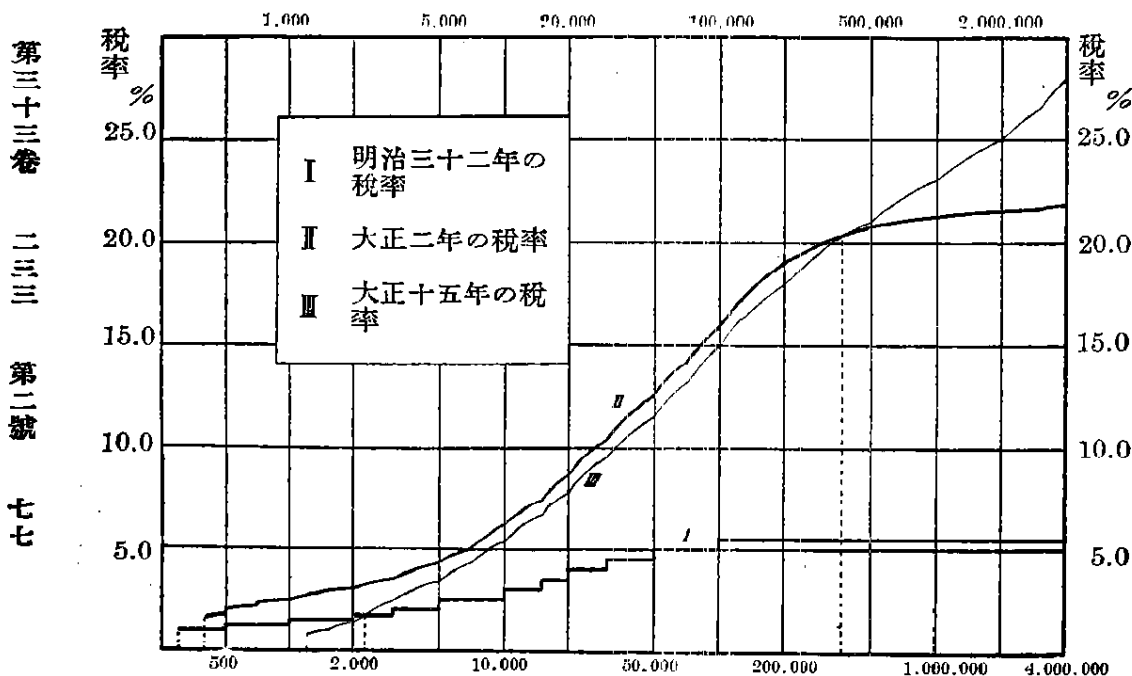
除査定の間接累進を併用する超過額累進を採用し、更に大正九年に純粹なる超過額累進に移り其後小改正を経て現在に及んでゐるのである。明治三十二年の全額累進と、大正二年の間接累進を包含する超過額累進と、大正十五年の純粹の超過額累進とを比較すると、第二表を得る事が出来る。

第二表を一層明瞭に示すために、第二圖表を作製したのである。明治三十二年の全額累進が如何に飛躍的にして不公平なりしかは、一見して之を明かにする事が出来る。更に大正二年の改正により、大なる不公平は救済し得たるも、間接累進により千圓以下の所得階段には依然不公平が存してゐたのである。⁷⁾

現行の所得税法の税率には刻み目毎に波打つ

所得税の税率の改正

第二圖表 第三種所得税の税率比較表



第三十三卷 二二三 第二號 七七

7) 小川博士；租税論459頁以下。

所の缺點をまぬがれ得ないのであるが、大體に於て非難の少きものとなつてゐる。但し水平線の所得階段の刻み方が等差級數にもあらず、等比級數にも非ず、單に立法者の氣まぐれの産物の如く見ゆる所のある事と、更に垂直線の税率の上り方にも何らのリズムが窺はれ得ないのは遺憾で

unter 2,500M.	
2,500—2,999M.	
3,000—3,599M.	
3,600—4,299M.	
4,300—5,099M.	
5,100—6,099M.	
6,100—7,299M.	
7,300— x M.	

ある。ドイツの統計局が最近の生計調査の所得階段を整理するに當り、從來の傳統を破り、次の如き等比級數的——二割増し——の所得階段を採用せしが如きは注目すべき事實である。

二 準累進の立法としては、所得金額より保険料最高二百圓を控除し、勤勞所得に付き一割又は二割を控除し、特種扶養家族一人に付き百圓を控除し、其の殘額に累進税率を課する事となつてゐる。準累進の進め方に二つの種類の存する事を注目せねばならない。即ち保険料は所得金額の如何に拘らず凡て之を控除してゐるに反し、勤勞所得の控除は一萬二千圓を越ゆる者には及ばず、特種扶養家族の控除も三千圓以下の所得者に限つてゐるのである。此點は主義の一貫を缺いてゐる様子である。

先づ勤勞所得の控除について見るに、總所得金額一萬二千圓以下の人に限られ、更に六千圓を境として上下に分ち、二つの場合を考へてゐるのである。六千圓以下の總所得の人の場合には勤勞所得の二割を控除するのである。總所得六千圓を超ゆる者に付いては勤勞所得の或は二割、又

は一割を控除してゐる。準累進が税率の上に如何に現はるかを示すため、第三表を作製した。

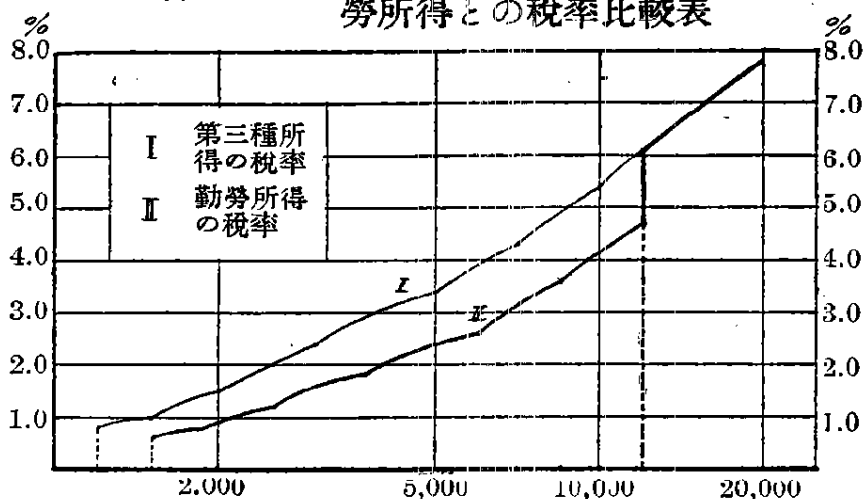
第三表
第三種所得と第三種勤
勞所得との税率比較表

所得金額 (圓)	第三種所得 の税率(%)	第三種勤勞 所得の税率 (%)
1,200	0.8	—
1,500	1.0	0.6
1,875	1.4	0.8
2,000	1.5	0.9
2,500	2.0	1.2
3,000	2.4	1.6
3,750	2.9	1.8
5,000	3.4	2.4
6,000	3.9	2.6
6,222	4.0	2.7
7,000	4.3	3.1
8,444	4.9	3.6
10,000	5.4	4.1
11,772	6.0	4.6
12,000	6.1	4.7
12,001	6.1	6.1
15,000	6.8	6.8
20,000	7.8	7.8

問題を簡單にするために第三表に於ては所得金額の全部を勤勞所得にて得る人と、所得金額の全部を勤勞所得以外の所得から得る人との二つの場合を分ち、兩者の負擔關係を比較したのである。第三表にて奇異に感じるのは一萬二千圓の所得者は四・七%の所得税を負擔し、一圓増しの一萬二千一圓の所得者は六・一%の負擔となり、僅か一圓の違ひで急激に税率が飛躍してゐる事である。之は税率の理論から云つて面白くない事である。第三圖表について見れば、この不都合を明らかにする事が出来るのである。

所得金額の如何に拘らず、勤勞所得より常に一割を控除せし大正二年の立法も極端であるが、

第三種所得と第三種勤勞所得との税率比較表



又人爲的に一萬二千圓を最高所得額と定め、一萬二千圓を超ゆるものには一切勤勞所得控除を行はないと云ふ現行法も極端である。減俸をせられた結果、税金支拂後の手取金が反つて増すと云ふ不合理の結果をも生ずるのである。故に一萬二千圓を超ゆる所得にありては、「勤勞所得を含めたる一萬二千圓の部分」と「其他の部分」とに總所得金額を分ち、前者に付きてのみ一割又は二割の勤勞所得控除をなし、それを後者に合算して、以て課税物件を算定する様にせば、其の弊害を避ける事が出来る。

特種扶養家族控除に付いても、三千圓以下の所得者と限つてゐるために種々不都合を生ずるのである。第四表の示す所である。

得者は二%を負担し、三千一圓の所得者は二・四%を負担するのであつて、勤勞所得控除の時と同じく不都合である。寧ろ保険料と同様に、凡ての家庭に通じ平等に控除すべきである。尙獨身

特種扶養家族三人の家庭について見るに、三千圓の所

第四表 扶養家族控除が第三種所得税の税率に及ぼす影響比較表

所得金額 (圓)	扶養家族一人 の税率 (%)	扶養家族二人 の税率 (%)	扶養家族三人 の税率 (%)
1,200	0.8	—	—
1,300	0.9	0.7	—
1,400	1.0	0.8	—
1,500	1.0	0.9	0.6
1,600	1.2	1.0	0.7
1,700	1.3	1.1	0.8
1,800	1.4	1.2	0.9
2,000	1.5	1.4	1.1
2,100	1.6	1.5	1.2
2,200	1.8	1.6	1.3
2,300	1.8	1.7	1.3
3,000	2.4	2.2	2.0
3,001	2.4	2.4	2.4
5,000	3.4	3.4	3.4
7,000	4.3	4.3	4.3

此問題を解決するためには、我が所得税の税率が時と所とにより如何に變動するかを考へねばならぬ。

一 所得税の税率の高低を比較する時には單に本税のみならず、地方附加税率の有無と其の高低とを考へねばならぬ。これ所による税率の變動の問題である。國家の租税と地方の租税とが全

者と夫婦者とを區別せざる點と扶養家族の資格に年齢其他の限定を加へたる點とは、所得税法の改正にあたり再考を必要とするのである。

第四 時と所による税率の變動

現行の第三種所得税の累進税率の課税最低限を引下げ、更に最高税率を引下げよと云ふ議論があると思へば、⁸⁾逆に課税最低限を引上げ、最高税率を引上げよと云ふ説を唱へる人も見受けるのである。

8) 神戸博士； 所得税に於ける累進率（租税研究 第十卷）最小活資の免税（租税研究）

く獨立してゐる——所謂 Trennungssystem の行はるゝ——國に於ては問題でないが、國稅制度と地方稅制度とが互ひに交錯してゐる——所謂 Mischsystem の——國に於ては問題が複雑である。後者の場合は、更に所得稅を一定率で徵收し、徵收額の一部を國家より地方團體に與へる——所謂 Steuerüberweisungen の——制度と、本稅たる所得稅は國家が徵收し、更にその本稅の外に地方團體が所得稅附加稅を徵收する——所謂 Steuerzuschläge の——制度とに區別せられるのである。⁹⁾我國は最後の地方附加稅制度に屬してゐる。我國に於ける所得稅の負擔總額を所によりて觀察すると、本稅と地方附加稅とを加へて重き所は鹿児島市にして、輕き所は大阪府下である。所得稅附加稅の平均は本稅一圓に對し道府縣稅三十五錢八厘、市稅附加稅十四錢、町村稅附加稅七錢六厘となり、次の如くである。¹⁰⁾

		(本稅に對する%)	(本稅に對する%)
		附加稅負擔率 町村民の所得稅	附加稅負擔率 町村民の所得稅
高き負擔	道府縣稅	40.3	42.7
	市町村稅	16.0	10.0
	計	56.3	52.7
低き負擔	道府縣稅	10.6	24.0
	市町村稅	21.0	6.3
	計	31.6	30.3
平均の負擔	道府縣稅	35.8	35.8
	市町村稅	14.0	7.6
	計	49.8	43.4

9) Terhalle: Finanzwissenschaft, S. 544

10) 內務省地方局; 昭和五年度地方財政概要

第五表 所得税の本税及び地方附加税の税率比較表

所得金額 (圓)	本税の税率(%)	本税及び地方附加税合計の税率(%)	
		鹿児島市 (56.3%の地 方附加税)	大阪府 (30.3%の地 郡部 方附加税)
1,200	0.8	1.3	1.0
1,500	1.0	1.6	1.4
2,000	1.5	2.4	2.0
3,000	2.4	3.7	3.1
5,000	3.4	5.4	4.4
7,000	4.3	6.7	5.6
10,000	5.4	8.4	7.0
15,000	6.8	10.6	8.8
20,000	7.8	12.2	10.2
30,000	9.6	15.0	12.4
50,000	11.5	18.4	15.3
70,000	13.2	20.7	17.2
100,000	15.0	23.4	19.5
200,000	18.0	28.1	23.4
500,000	21.0	32.8	27.3
1,000,000	23.0	35.9	30.0
2,000,000	25.0	39.1	32.6
3,000,000	26.7	41.7	34.7
4,000,000	28.2	44.1	36.8

鹿児島市と大阪市府下とを例にとり、所得税本税と道府県附加税及び市町村附加税とを加へたるものを示すと、第五表と第五圖表とを得る事が出来る。

に Günther の如きは財政需要の如何により免稅點を動かさんと企てゝあるが、茲には時による稅率の變動として専ら物價の變動による稅率の變動を扱ひたいのである。

我國の所得稅の免稅點が明治二十年の三百圓、大正二年の四百圓、大正七年の五百圓、大正九年の八百圓、大正十五年の千二百圓と漸次高まりつゝある事は、一は物價騰貴の趨勢に押されてゐる結果である。我國の貨幣の購買力が特に激減したのは歐州大戰以後の事であるから、免稅點も大正三年より現今に至るまでに四百圓より千二百圓に三倍してゐるわけである。特に現行法に於ては勤勞所得控除、特種扶養家族控除、保險料の控除が行はれてゐるから、十八歳未満の子供を二人有し、保險料二百圓を支拂ふ勤勞所得者の家庭を考へて見ると免稅點が二千圓に上つてゐる、免稅點の増加割合は一層大なりと云はねばならない。然し物價の騰貴が腰を入れ、今や歐州大戰前の物價水準に下らんとしてゐる事は、次の數字の示す所である。

年 月	東 京 物 價 指 數
大正3年	100.0
7月	
4年	101.6
5年	122.9
6年	154.7
7年	202.6
8年	248.2
9年	272.8
10年	210.8
11年	206.0
12年	209.5
13年	217.3
14年	212.2
15年	188.2
昭和2年	178.6
3年	179.8
4年	174.8
5年	143.9
6年6月	119.8

11) Günther; a. a. O.

免稅點と稅率との運び方なるものが所得金額の絶對額に重きをおいてゐるのであれば、或は物價の變動に應じて之を變動せしむる必要がなからう。然し免稅點の出發點として最低生活費を考慮し、中所得階級に始めて軽く課稅し、大所得階級に重く課すると云ふ意味で累進稅率が構成せられてゐるものとせば、貨幣の購買力の變動が決定的の要素をなすものである。物價の激變の結果として大中小の所得階級の概念が異なつて來るに従ひ、免稅點及び稅率を或は高く、又は低くすらす必要がある。五厘銅貨が流通界より影をひそめた際に免稅點を引上げ累進稅率をすらすしたのであるから、流通界が再び五厘銅貨を要望してゐる今日に於ては、免稅點を下げ累進稅率を逆にする必要を認めるのである。

第五 所得稅法の改正

所得稅法の改正は、實は商工會議所の源泉課稅復舊運動から端を發したのであつたが、其結果は口火をつけた商工會議所の希望とは大體に於て異つた方向に進みつゝある様に見受けられてゐる。

稅率を中心として考ふれば、源泉課稅主義は比例稅を中心とし、綜合課稅主義は累進稅の適用を可能ならしむるものである。一般所得稅の本質は累進稅を以て始めて發揮せられるのである。

苟くも一般所得稅を採用する以上は、進んで累進稅率の綜合課稅主義を徹底せしむべく、少くと

も比例税率の源泉課税主義に復歸するを許さないのである。此事は、國債利子の課税と共に、所得税の税率改正の根本論として最も重視すべき問題である。

現行所得税の中心たる第三種所得税の税率については、明治三十二年以來の數回の改正で相當整つて來たが、尙改正の餘地が存してゐる。眞累進の點に於て、所得階段の刻み方及び税率の進み方に恣意の分子が少なからず残つてゐる。更に準累進については、勤勞所得控除、特種扶養家族の控除に飛躍的の税率が行はれてゐるのを見受けるのである。此等の諸點に對し、更に反省の必要がある。

最後に、所得税に對する道府縣附加税と市町村附加税との附加率が地方により區々に分れ、所得税の負擔を不公平ならしめてゐる。これは、國税と地方税との制度の立て方を根本的に改めねば、救済の道がないのである。又免稅點及び税率の運び方が、物價騰貴の時のみに變更せられ、下落の際には濫り勝ちである。大衆の意を迎へる政治家の心境としては已むを得ぬ所であるが、國家財政の長い目から見れば、此方面の改正にも相當の英斷を行ふべきである。所による不公平と時による不公平とは、所得税の改正にあたり特に注意すべきである。

税率の改正は、所得税法改正の全部ではないが、その重要部分たる事を失はない。從來は税率改正が二次的に扱はれてゐたが、今度こそは税制整理の中心問題とすべきである。